

## 3月19日（日）限定「さんふらわあだいせつ」宿泊プラン

- 旅行日 : 3/19(日)21:00～3/20(月)8:30 までの1泊素泊まり（停泊）
  - 宿泊施設 : 商船三井フェリー株式会社「さんふらわあだいせつ」  
<http://www.sunflower.co.jp/ferry/cabin/shiredai.shtml>
  - 料 金 : 1泊¥5,000（税込）  
※旅行開始日時点で20歳未満の方のご参加はお断りさせていただきます。
  - ご集合 : 21:00～22:30 大洗港フェリーターミナル1階にて受付後、ご乗船下さい。  
<http://www.sunflower.co.jp/ferry/port/oarai/index.shtml>
  - 募集人員 : 80名（完全予約制・先着順）です。※最少催行人員1名
  - 男性・女性別室のベッドルーム相部屋（1室4名×20室）です。
  - お部屋割りの希望はお受け出来ません。
  - 展望浴場 乗船後01:30までにご入浴ください。
  - 解散時間 : 3/20（月）7:30（乗船後は翌朝7:30まで下船出来ません。）  
※8:30までに下船いただきます。
  - 飲食持ち込みはお断りいたします。
  - フェリーターミナルには宿泊者用の駐車場のご用意はありませんのでご了承ください。
  - 停泊中、自然災害が発生した際、行政からの警報・注意報が発令された場合は、お客様が乗船された状態での緊急出港や、陸上への避難をしていただく場合があります。
  - 宿泊施設をすでにご予約済のお客様はご遠慮くださいますようお願い致します。あくまで、宿がご予約できなかった方への救済措置企画になっております。
- ※返信メールが利用証となりますので、不達の際は、まず迷惑メールフォルダに入っていないか確認をお願いいたします。携帯電話などでフィルターをかけられている方は「info@oarai-terminal.jp」を受信指定にして頂けますようお願いいたします。



### 旅行企画・実施

#### 大洗ポートトラベル

（大洗ターミナル株式会社）

茨城県知事登録旅行業第2-503号

茨城県東茨城郡大洗町港中央1番地

大洗港フェリーターミナルビル2F

電話029(266)3325

総合旅行業務取扱管理者 佐藤真一

<http://www.oarai-terminal.jp/>

営業時間 8:30～17:00(土・日祭日休み)

## 3月19日(日)限定「さんふらわあだいせつ」宿泊プラン

### ご旅行条件書(抜粋)

◇**旅行契約** この旅行は大洗ターミナル㈱(以下当社という)が企画・募集し実施する旅行です。お客様との契約の内容・条件は下記記載のほか、当社旅行業約款によります。◇**お申込み・申込金** 当社ホームページ専用申込フォームに必要事項を記載しお申込みください。申込金1,000円(旅行代金・取消料の一部として取扱います)は振り込みにて当社指定口座にご入金ください。◇**お申込み条件** 旅行開始日時時点で20歳未満の方のご参加はお断りさせていただきます。◇**契約の成立** お客様との契約の成立は、申込フォームにてお申込み後当社からの返信受付メール受信後、申込金を取扱い当社が収受したときに成立します。◇**確定書面** 当社は申込受付、契約成立後旅行内容の確定状況を記載した書面をメールにて送信いたします。◇**旅行代金に含まれるもの** 「さんふらわあだいせつ」にての宿泊料金および消費税。◇**契約の変更** 天災地変・戦乱・暴動・運送機関のスケジュール・交通事情・気象条件その他やむをえない事由により旅行日程を変更する場合があります。その場合、変更後の旅行内容により旅行代金を変更する場合があります。また、お客様の都合により旅行内容を変更する場合はその追加代金をいただきます。◇**お客様の交替** お客様の交代は出来ません。◇**取消料** お客様はいつでも次に定める取消料を支払う事により契約を解除する事が出来ます。

旅行開始日の前日からさかのぼって 2日前まで	旅行開始日の前日 および当日
旅行代金の50%	旅行代金の100%

◇**最少催行人員** この旅行の最少催行人員は1名です。◇**添乗員** この旅行には、集合場所から解散まで添乗員が同行いたします。◇**当社の責任** 当社は旅行契約の履行にあたり、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、発生日から2年以内にその申出があった場合に限りその損害を賠償する責に尽じます。ただし、次に例示するような事由による場合はその責を負うものではありません。＜天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関の事故、運送機関の遅延・不通もしくは火災又はこれらのために生ずる日程の変更もしくは旅行の中止および滞在時間の短縮または延長、公官署の命令又は伝染病による隔離、食中毒、盗難。＞◇**お客様の責任** お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該のお客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。◇**旅程保証** 当社は契約内容に重要な変更を行った場合、別途定める変更保証金を旅行終了後30日以内にお支払します。尚、次に掲げる変更は対象となりません。天災地変・戦乱・暴動・公官署の命令・運送宿泊機関等のサービスの提供の中止・当初の運送計画によらない運送サービスの提供・参加者の生命または身体の安全確保のための措置

◇**特別補償** 当社は当社の責任の生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところにより、お客様の生命・身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める補償金および見舞金を支払います。

この旅行条件は平成29年3月10日現在を基準としています。